

平成20年第3回東大和市議会厚生文教委員会記録

平成20年12月11日（木曜日）

出席委員（7名）

委員長	下条学君	副委員長	二宮由子君
委員	尾崎利一君	委員	森田憲二君
委員	小林知久君	委員	石川庄太郎君
委員	佐村明美君		

欠席委員（なし）

委員外議員（13名）

1番	吉野孝君	2番	西川洋一君
4番	粕谷久美子君	5番	長瀬りつ君
6番	中村庄一郎君	11番	押本修君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田貢君
15番	関田正民君	16番	尾崎信夫君
18番	中間建二君	19番	御殿谷一彦君
21番	大后治雄君		

議会事務局職員（5名）

事務局長	石川和男君	事務局次長	西永宣昭君
議事係長	小島裕治君	主事	新井利恵君
主事	指田弘安君		

出席説明員（10名）

市長	尾又正則君	副市長	小飯塚謙一君
教育長	佐久間栄昭君	企画財政部長	浅見敏一君
市民部長	北田和雄君	市民部参事	植野英夫君
社会教育部長	窪田きく江君	企画課長	鈴木尚君
財政課長	関田新一君	体育課長	戸所保君

会議に付した案件

- (1) 第74号議案 東大和市体育施設等に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 第76号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- (3) 20第18号陳情 国民健康保険税の税率改定に関する陳情

午前 9時41分 開議

○委員長（下条 学君） ただいまから平成20年第3回東大和市議会厚生文教委員会を開会いたします。

○委員長（下条 学君） 初めに、第74号議案 東大和市体育施設等に関する条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

本案につきましては、既に本会議におきまして提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに質疑を行います。

○委員（小林知久君） まずちょっと総論といいますか、このタイミングで体育館を指定管理者にするということについてなんですが、私の記憶では指定管理者はハミングホールの経緯を見て、問題点とかないかを見ながら進めていくというふうな認識でいましたが、ここでやると。こちらから見ると拙速なイメージがありますが、どういった事情で指定管理者をやると決まったのかをお聞かせください。

○社会教育部長（窪田きく江君） 東大和市公の施設の管理運営のあり方検討委員会というのがございます。こちらのほうで、検討委員会で指定管理者へ移行する施設についての検討がなされております。19年1月ですが、その時点であり方検討委員会での指定管理者制度等導入移行計画という中で、市民会館を平成20年4月1日に導入予定施設ということ、市民体育館につきましては22年4月1日に制度導入予定施設ということで、検討委員会での結論として市長に報告をされているものでございます。

○委員（小林知久君） だから、そこでなぜ指定管理にするというふうな話になったんですかとお聞きいたしました。

○教育長（佐久間栄昭君） 今部長からありました報告、それに基づいて検討しているわけでありましてけれども、それはまあ取り立ててという意味じゃないんですけど、それをもとにやりますと、やはり今まで施設の中で——いろいろ社会教育で抱えている施設ってあります。図書館とか公民館とかですね、そういうものを含めて、そういう中で比較的、体育館についてはほかの市も既に指定管理者の制度を導入しておりますし、市の職員が直轄でやっているよりも、民間活力を導入したほうが幅広く活用できるだろうと、施設が活用できて市民のためになると、そういうようなことがありまして、まあ財政的なこともありますけれども、第一義的にはもう少し幅広く——休みの日も少なくしたり、開館時間を長くしたりできると、そういう判断のもとにできるだけ早くということ考えて進めてきたところでありまして。

以上です。

○委員（小林知久君） 私自身は指定管理者の導入というのは、うまくやればいいことだというふうに思っておりますが、手続面だとか、スピードとか、合意形成とかという意味では、今回早過ぎるんじゃないかと。財政事情があるから、やっぱりこれは前倒しで進めるというところがあったんでしょうか。

○企画財政部長（浅見敏一君） 財政事情というお話も今ちょうどしておりますけれども、先ほど答弁させていただきましたけれども、18年度にあり方検討委員会、その中で全公共施設を対象といたしまして検証いたしました。その中でそれぞれの年次計画を定めました。この体育施設等につきましては22年を目標にということでございますけれども、段取り的には市民会館が担当主査を17年度から配置いたしまして、まず第1弾の準備をしておりました。その次に、できる施設ということで比較の実績を有する指定管理業者が入っているそういった施設、その施設として体育施設が次に準備できるだろうということで22年度、ですから準備期間等を含めると、やはりそれぞれの施設の取り組みが2年ぐらいつつ間隔的にあけていただくか、あるいは詰めても

1年と、そういう段階で準備しましたので、この後に保育園等も計画がありますけれども、そのような年次計画で定めております。

以上でございます。

○委員（尾崎利一君） 指定管理者制度の導入ですけれども、このことによって幾つか懸念されることというのはあるわけですよ。民間がこれを行うことによって、当然利益をどう上げるのかということになるわけで、市民サービスを場合によっては犠牲にしても利益を追求するということになる可能性があって、それをどう抑えるのかという問題。それから、指定管理者制度を導入すると、で、その指定された事業者が今大きな問題になっている非正規雇用労働者、低賃金労働者を多数使ってワーキングプアを大量に生み出すというようなことにならないのかというような懸念。それから、市民に対する情報公開がどう担保されるのかというような懸念があるわけです。で、これらを議会できちんとかかる条例の段階で担保するということが必要だと思っておりますけれども、その点でこの条例案、それらの問題が担保される内容になっているのかどうか。市民会館のときには仕様書等にその多くが任されていて、条例の段階ではそれが担保されないという、議会の目の届かないところでの措置というふうになっていました。今回についてはどうなのかという点を伺いたしたいと思います。

○教育長（佐久間栄昭君） まず最初なんですが、利益の追求に走って市民サービスが犠牲になったりするんじゃないかという話ですが、我々のほうは民間活力の導入によって、そういうことについてはないようにチェックをしていくとそういうことでありまして、むしろ夏の時間、できたらもう少し9時からじゃなくて7時ぐらいからオープンできるとか、そういうことをするにはどうしても民間活力の力をかりということもありますので、かえって市民サービスはよくなっていくんだろうということのもとに、今回の体育施設の指定管理者の導入について踏み切ったということでもあります。

二つ目の非正規労働者の関係でありますけれども、これにつきましては、やはり今おっしゃられましたようにこれから協定ですかね、結んでいきますので、そういう中で普通の市が発注している仕事、いろいろな手続の仕事とか、そういうものと同様に、そこについては相手方と協定を結んでいくということになるというふうに思います。

それから情報公開については、当然のことながら指定管理者といえども市の施設を管理する人ですから、そういう点でいえば市の施設を扱っているわけですから、情報公開については市と同様、それは求めていくということになるというふうに思います。で、それがどこに具体的に出ているかということ、なかなか一つ一つというわけにはいきませんが、そういう精神でこの条例をつくっているということは御理解いただきたいとします。

○委員（尾崎利一君） 説明と精神は結構なんですけれども、条例の中にどう担保されるのかということを質問したので、その点について答弁をお願いします。

○社会教育部長（窪田きく江君） 条例の中にどう担保されているかということでございますが、協定書に定める内容としましては、当然条例や規則で定めたものを受けまして、その範囲の中で協定書を締結するというふうに考えてございます。それで、毎年協定書を交わしますので、細かい部分というものがかなり出てくるであろうというふうに考えてございます。そういった意味で、条例あるいは規則に盛り込む部分ではないというふうに考えてございます。

○体育課長（戸所 保君） ただいまの情報公開につきまして、これは東大和市の情報公開条例第32条に基づきますと、市の公の施設の管理を行う地方自治法第244条の2の第3項に規定する指定管理者は、この条例の趣

旨にのっとり、当該公の施設の管理に関する情報公開を行うため必要な措置を講ずるように努めるものとする、ということでございます。

以上でございます。

○委員（尾崎利一君） 今の情報公開条例の問題ですけれども、努めるものとする、というお話でしたか。これは市そのものに課されている義務と同等のものなのかどうなのか、伺いたいと思います。

それから、協定等で担保するというですけれども、先ほど私が言った3点での疑念というのは、基本的な骨格にかかわる問題だと思うんです。これが条例案では、これについては担保されていないという答弁と受け取ってよろしいでしょうか。

○社会教育部長（窪田きく江君） まず、1点目の非正規雇用労働者の関係につきましては、条例の中では確かに担保されてございません。情報公開につきましても、この体育施設等に関する条例の中には担保されてございませんが、今体育課長が説明しましたとおり、情報公開条例の中でそこでは定めてございますので、市の管理する公の施設ということですから、違う条例の中で担保されているというふうに考えてございます。

○委員（小林知久君） ちょっと今答弁が聞き捨てならないところがあるんですが、条例の15条と18条で今の人員に関しては、「適切、安定して管理を行う物的能力及び人的能力」とか、18条のほうで「関係法令並びに条例に基づく」など、そういうのを遵守し、と書いてあるんですけれども、ここでこれを担保だと、この条例の条文を楯にある程度体育館の管理をしていくんじゃないんですか。

○社会教育部長（窪田きく江君） ただいま私が御説明したのは、情報公開については情報公開条例で担保されているというふうに御説明を申し上げたつもりでございます。

○委員（小林知久君） 私たち議員は条例を見て判断せざるを得ないですし、今条例の審議中ですので、情報公開条例で担保されていると言うならば、それとこの今回の条例との関連性は述べていただきたいというの思います。

ついでにちょっとほかの部分も私のほうからお聞きしますけれども、今の営利追求でサービス低下に走ってはいけないという視点ももちろんそうなんですが、行政が縛り過ぎて民間活力を阻害してはいけないというの私も自身は思っております。

で、そういった視点から幾つかお聞きするんですが、まず条例の6条の「営利を目的とするとき」と、これに関して今の市のほうではどういう見解を持たれているのか。例えば大会とかで実費請求とかそういうのも一律に全部営利というふうに判断してはやっぱりおかしいと思うんです。そういうあたりの見解をお聞かせいただきたい、お願いします。

○教育長（佐久間栄昭君） 情報公開条例と個別条例との関係でありますけれども、情報公開条例のほうが優先をするというふうに考えておりますので、それに基づいて扱いますので、ここで行われる相手方の情報も市の情報と同様ということになります。

それから「営利を目的とする」ということなんですが、利用する会社が商業活動している法人だという理由で、条例の中で営利を目的とするというふうには当たらないと解釈いたします。営利を目的とするという利用とは、例えば体育館の中で商品を販売するような使い方をしたり、そういうことも考えているところであります。利用者が大会を行って、その際参加者から参加費を徴収するということも考えられますので、この面につきましては、条例設置の目的——市民へのスポーツの向上を図るという大きな前提に基づいて、これについては営利の目的というには当たらないというふうに考えているところであります。

○委員（小林知久君） ちょっと整理させていただきますけど、私の経験上、例えば学校施設の校庭をお祭りなんかで使う場合に、校長先生とか主に学校教育部の関係の方は、実費というのを非常に厳密にとらえる傾向があって、そういう学校関係者の発想だけで——教育委員会の施設ですから、ちょっとお祭りでどうのこうのというのは、いつも言われるんですね。ですけど体育館はそれとは違うと。やっぱり目的は市民のスポーツ振興、レクリエーション振興であると。その目的に照らして妥当であれば、それを厳密に営利とかそうじゃないとかというのは見ないということではないでしょうか。

○教育長（佐久間栄昭君） おっしゃるとおりと考えております。

○委員（小林知久君） ちょっと条例マニアなもので、幾つかお聞きしたいと思っているんですけど、ちょっとほかの部分の条例も聞かせてください。

条例13条で体育施設等に損害を与えた者は市に賠償しなければならないと、ここは指定管理者とか利用者という明記がされていないんですけども、市のほうでは「損害を与えた者」というのは、どういう認識でいるのでしょうか。で、その損害の、だれがだれに請求するかという整理をしてほしいんですね。それで結局管理責任の流れが決まるので、そこをお聞きしたいということと、もう1点、15条で「指定管理者を指定しようとする場合は、規則で定める場合を除き、公募するものとする」と書いてあるんですけど、規則というのは教育委員会で変えられるわけですよ。そうするとこの規則、要は議会で議決した後に、公募しないよって教育委員会の中で決められるんですよ。で、規則案ももらっておりますが、その規則案は、教育委員会で決めるよって書いてあるんですよ。そうすると、これ通した後に公募しないよって言える条例に見えてしまうんですが、この点ちょっとどう考えているのかということか、お聞かせいただければと思うんですけど。

○社会教育部長（窪田きく江君） 体育施設等に損害を与えた場合の、だれがだれに請求をするのかということでございますが、改正前の条例では「使用者は」というふうになっていたと思います。体育施設に損害を与えるというのは、例えば体育施設を使っていない、まあ近くにいた人が何かいたずら等をして損害を与えるというようなこともあるかと思えます。ですから、施設に損害を与えるのは使用者には限らないという意味で「使用者」という文言をとりました。

そして、市の施設でございますので、市の例えば建物とかそういうものに損害を与えた場合には、当然市が損害を与えた人に損害賠償を請求するというふうを考えてございます。ただし、指定管理者が設置した備品等について損害を与えた場合には、指定管理者が請求をするというふうを考えてございます。市の財産ですので、そういうものについての請求権は市に帰属しているというふうを考えております。市の施設を管理運営する段階で、例えば指定管理者が損害を与えた場合は、市が指定管理者に損害賠償請求をするということもあるというふうを考えております。

○教育長（佐久間栄昭君） 15条の公募のことでありますけれども、条例では、「委員会は指定管理者を指定しようとする場合は、規則で定める場合を除き、公募するものとする」ということで、「規則で定める場合を除き」ということが入っているということについて御質疑があったわけでありまして、公募はもとより原則でありまして、公募しないで指定管理者を決定するというのは例外中の例外でありまして、異例なことだというふうを考えております。そして、指定管理者の決定ということか、内定をして、その後議会にお諮りして議決をいただくわけですから、そういうことから言うと、委員会がさしたる理由もなく公募しないで決定するということはあり得ないというふうに思っているところであります。

○委員（小林知久君） もう何点かお聞かせください。

先ほどもちょっと出ましたが、指定管理した場合の情報公開は条例で担保されていると。市の条例が上位にあるということなのですが、議会のほうとしては、以前第三者の、例えば特養なんかの話があったときに、民間会社ですから資料は出せませんですか、そういったことの表現があったりしました。そこへの不安を非常に感じているんです。そういった議会への説明責任というのはどういうふうにとらえられているのかと。私は、指定管理者制度となっても当然議会への説明責任は市と教育委員会にあるというふうに思っておりますが、いかがでしょうかというのが1点。

それから、先ほどの条例13条の「損害を与えた者」との関係もあるんですが、管理責任の分担というのがやはり条例だと厳密に見えてこない。ここは協定で補充していくかと思うんですが、例えば体育施設の場合、この前プールのふたの問題がありましたね。ああいったのというのが非常にあいまいになってきます。そういった安全確保のための施設修繕ですか、何が安全かっていう判断というのを、どう分担していくかというのが非常に難しい問題になるかと思いますが、そういったのをどうとらえられているのか。きっちり決めてほしいんですけども、そこは協定で決めていくという認識でいいのかどうか1点。

あともう1点だけ、条例とか規則で定められているものが非常に多いんです。例えば、利用料の時間区分なんかも、もう条例の中で10時から12時とかで決められちゃってまして、これある程度——やっぱり10時半から12時半にしたいとか、そういう利用者の要望に沿って指定管理者が何かやろうとすると、今まで以上に手続面で——民間会社は行政手続になれてないというのがありますので、重く感じてしまうんじゃないかと。で、まあ管理面の安全とかは厳しく見てほしいんですけど、手続面はやはり今ある行政よりも緩めていくというふうなことを図ってもらわないといけないと思うんですが、その点の認識をお聞かせください。

○教育長（佐久間栄昭君） 最初に指定管理者の相手方の資料、そういうものについては市のものと同じというふうに考えております。それで、もちろん議会への説明責任、そういうものは市の施設の指定管理を任せるといことでありますから、本来は市の施設でありますから、議会への説明責任というのは市であり教育委員会であるというふうに当然のこととして思っております。

それから13条の管理責任ですが、これは協定でやっていきますので、協定も5年間1本だけだということではなくて、その都度問題があれば協議をして進めていくということになります。市民に対して事故等につきましては、何があってもやはり市が責任の第一人者になりますから、そういう点では市のほうに責任はあるというふうに、まあ対外的な責任ですね、市民に対する責任は市にあるというふうに考えています。

それから利用料金とか利用時間とかというのは、やはりこれは市民に御負担いただいたり、利用時間に制限を加えるみたいなどころがありまして、考え方としては行政事務条例のうちの内容のものだろうというふうに思っております。そのために条例で時間とかそういうものを決めております。これは従来からのところで、今回の条例改正ではそのところは改正をしてないわけでありまして、それで当面進めると。

で、やはりその先にふぐあいなことがありましたら、議会にきちんと条例提案をして変えていくということも——これが永久だということではありませぬので、そのところはまだ考え方も——将来のことは実態に合ったものを議会にお諮りするというような用意はいつもしていると、そういうことであります。

○委員長（下条 学君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下条 学君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下条 学君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下条 学君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第74号議案 東大和市体育施設等に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下条 学君） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案を原案どおり可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（下条 学君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

ここで議事運営の都合上、暫時休憩といたします。

午前10時12分 休憩

午前10時24分 開議

○委員長（下条 学君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第76号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

本案につきましては、既に本会議におきまして提案理由の説明が終了しております。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○市長（尾又正則君） 皆さん、おはようございます。

国民健康保険税につきましては、市民の負担を極力避けるため、平成12年度以降8年間医療分の改定を実施しませんでした。しかし、一般会計の負担が重くなり、一般会計での施策の実施に影響を及ぼすまでに至りました。そこで、平成20年3月の議会に3億4,000万円の財源を確保するため、平均19%の改定案を御提案しましたが、御理解を得られず成立には至りませんでした。8年間保険税の改定を凍結したことが、今日の国保財政にゆがみを来し、さらに一般会計も困難な状況に至ったことは、市の行政運営上まことに反省すべきことであると認識をしております。

今回は前回の反省を踏まえ、さらに国保財政が7億円以上の一般会計からの繰入金で運営されていることなど、国民健康保険の厳しい財政状況を説明会、市報を通して市民の皆様にご説明申し上げ、御理解を求めてまいりました。また保険税率の改定に当たっては、国、東京都からの財源の確保や低所得者の軽減制度の拡充を図るために、応能応益割合の見直し、いわゆる東久留米方式を導入いたしました。その結果、国や東京都から補助金1億1,600万円を確保し、保険税での財源確保額を9,300万円弱に抑えることができ、改定率を19%から5.3%に圧縮できました。しかし、まだ9,000万円ほどの不足額が見込まれます。市民の命と健康を守るためには、国民健康保険の安定的な運営が不可欠であることから、不足額につきましては一般会計で支援をしていく所存であります。

また、市財政につきましても、厳しい状況を市民の皆様にご理解いただくべく、きめ細かく説明申し上げ、

計画的な行財政運営に努める決意でありますので、皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。
以上であります。

○委員長（下条 学君） これより質疑を行います。

○委員（尾崎利一君） 何点か伺います。

一つは、国保会計、今年度の予算ですけれども、徴収率を大幅にアップするという予算が組まれました。私たちはこういう見込み予算はおかしいということで反対しましたけれども、こういう徴収率アップで今年度乗り切るといふ予算を市として責任を持って提出をして、その結果がどうなっているのか。11月25日の段階で説明された段階での回答では、まだ見通しとしてはどうなるかわからないと。ただ、現状としては徴収率は落ちているというお話でした。徴収率のアップで今年度乗り切るといふ予算を組んでおいて、その結果もしくは見込みも明らかでないうちに来年度改定案を提出するというのは、全く理屈が合わないのではないかと思います。その点いかがかというのが第1点です。

それから2点目に、3月議会の段階では、一般会計が苦しいから国保を値上げするんじゃないんだというお話でしたが、今の市長の発言も含めて、一般会計が非常に厳しくなっているという状況の中で国保を改定せざるを得ないということが、一般質問に対する答弁などでも明らかになってきたと思うんですが、これは3月議会でもいろいろ議論になったところですが、市の資料でも国保加入世帯、これは75歳以上の世帯を含むということですが、所得なしの世帯が24.2%、所得150万円以下の世帯でも54%ということで、市長自身も国保加入世帯は生活の厳しい方が多いというふうに認めている。その国保加入者に、市財政困難をどうするのかというしわ寄せを与えるものではないかというのは3月議会でもありました。今議会で、それがより明らかになったというふうに私は思います。

それから、一部に国保加入者が適切な負担をするのは当然だという議論がありますけれども、この間の市の説明でも、国の国庫負担が少ないために国保会計が厳しくなっているという説明であって、国保加入者の保険税負担が少な過ぎるから厳しいという説明ではなかったと私は理解しています。実際に、国保加入者の負担が余りに少ないために国保会計が厳しい状態に陥っているという判断なのか、この点についても伺います。

それから3点目に、いろいろ説明をしてきたということですが、それについてどのように説明が行われてきたのか、具体的に伺いたいと思います。

以上です。

○市民部長（北田和雄君） 1点目の今年度予算の見込みでございますが、まず徴収率につきましては経済情勢などの影響から、かなり厳しい状況にあることは事実でございます。今年度徴収率を上げることで予算の均衡を保っているという予算ではございます。ただ医療費の動向も少し落ちついている部分もありますので、また今後の徴収率の推移によっては今年度の国保会計がどうなるかは、まだ不透明な部分がございます。その中で税率改定との整合性の問題ですが、基本的には国保が例年やはり7億円以上の一般会計からの繰り入れの中で運営していることは過去の推移からも事実でございます。その中で、7億円の一般会計の繰入金をなかなか確保できない中では、ある程度の税の改定を行っていかざるを得ないという判断の上で、今回御提案をさせていただいたものでございます。

あと2点目の国庫負担が少ないから国保が厳しいのか、保険税の負担が少ないから厳しいのかという点でございますが、国保の国の負担、まあ東京都も含めてですが、公費負担と言われるものは制度的には医療費の50%公費、50%税で負担するというのが原則でございます。これは保険制度という制度の持っている意味で、

介護保険もそうですし、後期高齢者医療制度も基本的には公費負担は半分という制度設計をされております。それを前提に考えますと、国庫の負担は厳密に言いますと50%ではありませんが、制度的の50%は確保されております。そうしますと、残りの50%を保険税で確保するというようになってきます。その保険税が多いか少ないかという問題につきましては、国民健康保険制度が持っている——一般に言われる構造的な問題という経済的負担力の少ない方たちの加入が高いという問題などを含めると、大きな負担を求めることはできませんが、ただ先ほど申しましたような制度設計の中で運営をされております。その中で、じゃあ保険税をどう見ていくかということですが、これはやはり他市とのバランスですとか、国保運営を安定的に運営するためにどうしたらいいかという総合的な判断の中で、保険税自身を決定していくものというふうに思っております。

3点目の市民への説明経過ということでございますが、全体的な説明経過を時系列的に御説明させていただきますと、まず8月12日に市議会の全員協議会で国民健康保険の財政状況について御説明いたしました。それから、8月15日に同じ内容の概要を市報のほうで、これは紙面の都合もありますので全文掲載できませんので、その概要について市報で1ページを使って市民の皆様にも周知しております。さらに、9月14日には市議会の全員協議会で使用した資料をもとに説明会を開催しております。

それらを経まして、10月上旬に市議会へ保険税の改定等の運営協議会の諮問の概要について御説明をし、10月21日に運営協議会へ保険税の改定を諮問しました。同時に、市のホームページに諮問書全文を掲載しております。11月15日には、市報に保険税改定等の諮問概要を掲載しております。11月17日に運営協議会から保険税の改定等について答申が出されましたので、それに前後してホームページに答申全文を掲載しております。11月25日には、全員協議会で保険税の改定などについての御説明をいたしております。11月29日に市民の説明会を開きまして、やはり同様の内容の説明をいたしております。12月1日号の市報で、保険税改定の答申の概要を掲載し、今回の12月議会に条例改正案を上程したという経過でございます。

○委員（尾崎利一君） そうすると、諮問の概要が出たのは市報で11月15日、ホームページを見ている人は10月21日にわかったはずだと。

それから、答申については12月1日の市報で概要が出された。11月29日の説明会、それから9月14日の説明会は、それぞれ何名参加されているのか。私は結局11月15日の市報が市民に配られたという点では、これが最初、それが12月2日には上程されるということですから、極めて短期間の間にこれが行われようとしているという判断に立ちますが、いかがでしょうか。

○市民部長（北田和雄君） まず、説明会の参加人数でございますが、9月14日につきましては15名でございます。11月29日については20名でございます。

それから、この流れでございますが、国民健康保険税の改定の手続としまして、これは国民健康保険法上で定めがございますが、運営協議会というものがございます。そこに諮問をして、答申を得てというのが基本的な流れでございます。この国民健康保険運営協議会というものは国保加入者、それから医療機関ですとか、その他の公益代表と、あと被用保険の代表者なども入って論議がされておりますので、その流れが基本的な流れになります。ただ、その流れだけではなくて、今回は事前に財政状況の説明などを市報あるいは説明会を開いて行い、さらに諮問、答申をいただいた後には、やはり同じように説明会などを開催して、いろんなルートを使って説明をしてきたという状況でございます。

以上でございます。

○委員（二宮由子君） この委員会の席に市長が御出席されておりますので、市長に伺いたいと思います。

これまで市長は一貫して市財政は黒字だから市政運営は大丈夫だ、担税力のある市民がいるから問題ないと市長のあいさつの中で市民に伝えてまいりました。私も何度も聞いております。たとえあいさつであっても、市長の発言というのは非常に重みのあるものであると私は思っておりますし、市民はすっかり市長の言っていることを信じました。それが突然の国民健康保険税の値上げです。何で市長は黒字なんだから大丈夫と言っていたのに市民に負担をかけるのかと、皆さん今回の値上げに対して到底納得されないと思うんですね。私ども議員が幾ら市の財政が逼迫して大変なんですと伝えましても、何言っているのよ、市長は問題ないと言っているじゃないと言われてしまって取り合ってくれないんです。市長は、ぜひとも御自身の発言の重みを自覚していただきまして、市財政は黒字だから市政運営は大丈夫だとの数々の発言が誤りであったと、この場で認めていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○市長（尾又正則君） 市の決算においては黒字であります。しかし、この黒字にしましても、従来の財調基金の存在が前提だったことは事実でございます。それで、国保に関してでございますけれども、これはその市の財政が潤沢であろうとあるまいと、すべての我が国の市町村においては、国保財政は一般会計の負担なくしては存在し得ないと、苦しい状況でございます。したがって、一般会計の強弱は別にして、国保というのは全国の区市町村において非常に構造的な問題を持っておりまして、一般会計の前提なくしては存在し得ないという状況にあります。

○企画財政部長（浅見敏一君） この黒字ということについての御説明をさせていただきたいと思っておりますが、当市におきまして、この7億円ということの繰越しということでの黒字決算になっております、19年度でございますけれども。ここで黒字ということ、市民の方々からの疑問という点もございますので、少しお話しさせていただきたいんですけれども、当市の状況を見ますと繰越金として次年度に歳入に組み入れております。つまり、19年度の繰越金が出ますが、20年度の予算では当初から歳入で、そのように繰越金の見合いで計上一定額をしております。今年度は5億円を計上してございます。そうしますと、7億円の黒字決算ということでございますけれども、実質上は次年度で5億円の歳入を見積もっておりますので、純粋な繰越し財源とすると2億円という数字に至るわけです。

そこで、なぜ翌年度の予算で5億円と数字が組めるかということ、過年度にいきまして、この実質収支額というものは、今までの過去からずっと追ってきている部分もございます。そうしますと、繰越額はほとんど——大体少なくとも5億円から7億円ぐらいで推移しております。そこを見て収入の見積もりということで、予算の中では編成しております。

そうしますと、繰越金を除いた単年度ごとの収支を見ます。これ単年度収支といいますけれども、これについてはもうほとんど年度は変わらない状況で推移しております。さらに、先ほど市長からも答弁いただきましたけれども、財政調整基金、これは財源調整のために年度間によって事業が大きく出たものとか、そういったときに取り崩すわけでございますけれども、この基金、これが取り崩しながら今やっているという経過がありますが、このための実質単年度収支というものがあありますが、これは数字から見ますと赤字の収支になっております。これは基金への積み立て、あるいは将来への公債費の負担軽減に対する繰り上げ償還とか、あるいは基金の取り崩し、こういったものを加味いたしますとマイナスを指しております。

こういう中で、市の財政状況は非常に厳しいという背景がございます。そういう状況がありますので、当市におきましては黒字の決算、これは公会計上の決算、間違いございません。ただし、そういう事情で基金を積み立てたものを取り崩しつつ市民サービス、さまざまな一般会計上の予算の中で歳出事業ありますけれども、そ

れを提供して決算を迎えているという状況でございます。

以上でございます。

○市長（尾又正則君） 先ほどの答弁についてでありますけれども、市財政についてであります、黒字ということでございます。私が先ほど申し上げたように、当市の財政については財政調整基金というものによって担保されているわけございまして、私自身もこの件について、もう少し詳細に市民にお伝えしていくところを、それが実質的な問題において伝わってなかったことについては反省を申し上げ、より詳しく市民についても説明会等々において、市のすべての財政の状況を開示し、その中でよりよい説明をしたいというふうに思っております。その意味では、私自身も反省をしております。

○委員（小林知久君） 説明が足りなかったから反省しているということで、それは結構なんですけども、それは去年もめたからそういう話になるということで、去年なぜもめたのかということに私は立ち返って、いま去年の議事録をちょっと開いて見ているんですけども、そもそも一般会計の予算が足りなくなったと。その状態で何とかしろと、企財部長に指示が行き、企財部長はそこで国保ならいいんじゃないかという判断をされ、それで去年19%、3億5,000万円という案が出てきたと。市民部長からしても、変えろという指示が出て、だから何とかいい案はねえかというので駆けずり回ってきたと。

私は、政策の選択が違ふと。一般会計、金がなくなって、まず国保という税金、これはもう逃げられない、加入者からすればセーフティーネットであるし、命にかかわるし、もう課税されるわけで逃げられないわけです。そういうところに財源を求めていくという政策選択がそもそも違ふだろうと。であるならば、一般会計の中でもっとまず立て直して、この国保というのは一番最後に近いんじゃないかという認識をお伝えした覚えがあります。答弁を拾っていけばそういう内容が、まあ浅見部長の苦渋も出てきています。

ここの政策選択のミスをやはり認めていただかなくてはおかしいと思いますし、私は今回一般会計でめどが立たないで幾ら国保の制度と言われても、そもそもスタートが違ふと思いますし、どんなにいい案を北田部長が考えてきても、この国保にしわ寄せするということがおかしいだろうというふうに思っておりますが、その認識はどうなんでしょうか。

○企画財政部長（浅見敏一君） 今一般会計との政策ということでございますが、これについては市は実施計画で主要事業を定め実行しております。そこで、今までの決算の状況を見て財政調整基金に頼りつつ財政運営していたことも事実です。それと同時に、国保会計を含めた特別会計の繰り出し、これについても年間30億円近い繰り出しをしてまいりました。そこで、一般会計の立場に立ちますと、適切な配分ということは当然要求されてまいります。当市の標準財政規模という、要するに市のレベルでございますけれども、これについてを考えると、非常に要するに赤字の繰り出し、特別会計の繰り出しが非常に高いという、これらは都とのヒアリングの中で市町村課からも従前から指摘をいただいたところでございます。

そこで、市の今般再生プランをつくったわけでございますけれども、やはり一般会計の中で行政サービスは毎年度、扶助費を初めふえております。一方、歳入はなかなか市税等が追いついてこないという中で、基金等を取り崩してきた現状がありますので、これは当然、制度内に繰り出しは国保ももちろんいたしておりますけれども、その他の赤字の比率が非常に高いという現状がありましたので、従前から特別会計との話の中では、ぜひ見直しをということで、一般会計のほうからは話したわけでございますけれども、なかなか実現といひますか、具体的などころには至ってこなかったことがあります。

そこで、昨年度の状況は非常に市長からも反省ということでお話しさせていただきますが、私ども財政を預

かる立場もですね、計画的な立場でさらに早くから取り組むということが当然必要だったと思います。その点の反省を踏まえまして、今般の再生プランで今後3年を一定額の赤字の繰り出しをしつつ、市財政全般の財政運営をしていきたいと思っておりますので、そういう状況がありますので、この国保会計にすべてをゆだねて一般会計が黒字をすると、そういうこと的前提ではございませんので、そのように御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○市民部長（北田和雄君） 国民健康保険の立場から御説明しますと、8年間ほど上げておりませんでした、医療分につきましては。8年前は1人平均当たり見ますと、東大和市は高い水準にありました。18年度、当時の時点ですので18年度でいいますと19番目ぐらいのところまで順位が落ちてきましたので、国保会計としましても、ある程度中庸ぐらいのところまで保険税の改定はやっていかなければいけないんじゃないかというのは常に考えておりました。

その中で、できますれば今回取り入れました軽減制度を入れたかったんですが、75歳以上が4月から抜けるとか、いろんな制度改正もあったことと、精密なシミュレーションが十分できなかったために、前回につきましては取り入れることができず、御提案申し上げた内容になってしまったという経過でございまして、国保会計につきましても、このままでいいということではずっと過ごしてきたわけではございません。

以上でございます。

○委員（小林知久君） 部長のお2人のプロ意識には敬意を表しますが、それぞれの担当課としての事情というのは非常によくわかりますし、例えば福祉部長なら福祉のことをまず第一に考えていただくというのはいいことだと思っております。ですが、私がお聞きしているのは、その部長間、その制度間の調整というのが市長の仕事ですし、その調整の選択がおかしいだろうというふうに思っております。そこへの見解をお聞きしております。

○副市長（小飯塚謙一君） 当然、政策の関係につきましては、私もその一端を担っているところでございます。そういう中で、今回一般会計及び国保、その中で全体的な見直しの中で、今後どのような形で市財政そのものを立て直すかといいますのは、先ほどから説明しているとおり、今までの財政運営につきましては、確かに基金を取り崩して、そのような形の中で行っていたわけではございますので、今後基金によらずできるのであれば、身の丈に合った要するに財政運営をしたいということで、今回元気な東大和市再生プラン、こういうものをつくった中で運営していきたいと、そんなように考えているところでございます。

以上でございます。

○委員（小林知久君） 身の丈に合うと国保は値上げされるのでしょうか。

○企画財政部長（浅見敏一君） 身の丈と申しましたけれども、確かに今の過年度の決算状況を見ますと、当市の歳出そのものについては、他市との同等な住民サービスを提供したいということでもありますけれども、これは予算規模としては非常に苦しいものがあります。そうしますと、歳出事業そのものを削減ということを前提に考えないと、今後歳入という、それが歳入の道がさらにあるかという点、これは私どもはさらなる考えは当然必要ですけれども、これはかなり厳しい面があると思います。したがって、予算規模というものは現状一般会計でいいますと230億円レベルでございますけれども、これを維持するということは非常に厳しいので、そうしますと現在考えている、実行しておりますけれども、第3次の行革の中で取り組むべく項目、これらについては慎重に検討し、その中で十分説明しつつ行う必要も出てくるかと思っております。そういった意味では、今後

の市税の落ち込み等々歳入のへこみを考えますと、今後非常にプランを実行しつつも厳しい面があるということとは私どもでも認識してございます。

以上であります。

○委員（石川庄太郎君） ことしの3月のこの委員会の中で値上げの件につきまして、私のほうから、一遍に19%でしたら余りにも市民負担が大きいですということで、修正の動議を出させていただきました。その中で、各委員の中から逆に質問をいただきまして、私答弁した記録があるんですが、市のほうにも大変行政的に厳しいんですけども、収納率のアップも図って何とか不足分をお願いしたいということで、お願い申し上げました——というような中で、市として現在10月までの報告はもらっておりますけれども、どのように収納率アップに努力してきたのか。また、今後これからどうやって収納率をアップしてやっていくのか、1点お伺いしたいと思っております。

○市民部長（北田和雄君） 収納率のアップでございますが、収納率のアップにつきましては、これといった特効薬は本当にございません。収納率が高い市もございまして、そちらの市なども調査しましたが、東大和市がやっている内容と同じ内容でございまして、地道な努力をやはり積み重ねていくということしかないという内容でございます。その中で、今まで収納嘱託員などもございまして、その人たちの戸別訪問など強化したりということで努力をしております。また今後につきましては、管理職による電話催告などのことをやりながら、やはり地道に収納率アップに努力していきたいというふうに考えております。

○委員（石川庄太郎君） たしか88%ぐらいだったのでしょうか、収納率、今までの例でいきますと。これが例えば95%にいった場合の、そこまで伸びた場合に国保についてどのように影響するのか、そのぐらい努力してもえればという部分もあるんでしょうけれども、その点について、どう分析するかお伺いします。

○市民部参事（植野英夫君） 収納率を見込みで約95%ぐらいで効果ということでございますが、国保会計の保険税関係、約20億円の保険税という形ですから、88%だから7%ですか、7%で見ますと1億4,000万円ぐらいの増というような形の引き上げ、税の収納率のアップによる保険税の増加というような形になるのではないかと思います。

以上でございます。

○委員（二宮由子君） 先ほど副市長は、今後は身の丈に合った市政運営というふうにおっしゃっていましたが、それでも、それでは今までは身の丈に合っていなかった市政運営をされていたということなんですか。ということは、市政運営に誤りがあったというふうに認められた発言だと思いますが、いかがですか。

○副市長（小飯塚謙一君） そのようなことでとらえたのでしたら誤解であるというふうに理解しておりますが、私はそのような形で答えたつもりではありませんので、基金を取り崩して、そういう形でやっていたと、そういう話ですので、今後は基金に頼らず、そういう形の中で運営をしたいと、そんなふうに考えているところでございます。

○委員（小林知久君） 何か非常に現場レベルと、市長、副市長の認識が食い違っていると、乖離していると私は思うんですが、先ほど市長の説明とかでも、国保の繰り出しが悪いから一般会計が苦しくなったかのような聞こえ方がしますが、一般会計がおかしくなってきたから国保にいったということは、これは前回の委員会でも、3月の前回否決された議案の中の審議でも、企財部長は一般会計の予算編成が厳しくなってきた、財政調整基金がなくなっちゃったと。で、どうしようということで、国保の赤字分の繰り出しを一定額削減させていただいたと。これ以上は、大がかりな事業の削減をやらなくてははいけない。それから、福祉センターと

か、それぞれ計画にのっているのでやめるわけにはいかないということで国保なんです、という御答弁をされています。

やりたいことをいっぱい言っているのは市長で、それに対してどうしようと財政が考えて、ひねり出してきた答えがこれということですよ。だから、今副市長は何か言いかえていましたけど、そもそも財調を切り崩さなきゃ一般会計やれないということを長年放置してきたことのほうが間違いで、そこをまずクリアにして、そこへの処方せんを見せてくれないと、この国保だけを議論してもしょうがないですし、これ認めたら未来はないというふうに思うわけで、ここを企財部長に答弁してもらってもしょうがないですよ。お答えください、市長から。

○市長（尾又正則君） 一般会計の件でありますけれども、一般会計は市民サービスが根本でございます。これを健全に維持するために、今、行革かつまた職員、私たちの給与カット等々を実行してまいりました。それはすなわち一般会計を保つため、かつまた市民サービスのための一環でもございます。

ところで、先ほど小林委員のほうから国保の件について、政策選択のミスだろうという御指摘がございましたけれども、私の判断ではそうではございませんで、よくおっしゃるように国保というのは市民のセーフティーネットでございます。セーフティーネットを少なくとも健全に維持するために、今まで一般会計からの繰り出しをしてきました。しかしながら、そこに限界があるならば、やはり皆様の応分の御負担を賜りたいという中で、この国保を通して市民の命を守るためにここで改定をお願いしたいというわけでございます。

○委員（小林知久君） 一般会計の中でほかにやることがないと。で、国保に——私は先ほど国保が一番最後じゃないかと、一般会計でほかにやることはない、いろいろやった後、最後に国保じゃないかと。それは税であり、医療であり、主に低所得者が多いという国保制度の性質を考えた場合に、一番最後にすべきであろうと、それがミスじゃないかと。今御答弁では、ミスではないと。そうすると、一般会計ではもうやれないということですか。

私から言わせれば、福祉センターやめればいいじゃないですか。ごみだって有料化すればいいじゃないですか。小学校だって、こんなに何年も放置せずに、もう少し整理、再編のことを考えていけばよかったじゃないですか。いろいろありますよ、ちょこバスでサービスしなきゃよかったじゃないですか。そういうのを全部リップサービスじゃないですけども、政策のサービスをしてきて、過剰な部分は放置してきて、それで足りなくなったから済まません、国保ですと言うのが間違いじゃないかと。まず、一般会計でもっと減らすところがあるだろうと。全部終わった後、それでもと言うならわかりますけど、順番が違うというふうにお聞きしていますが、それでもそれは違わないという判断ですね、市長は。

○市長（尾又正則君） 今、順番が違うという御指摘でありますけれども、最初から申し上げているように、国保というのは御承知のように構造的な欠陥がございます。したがって、常時一般会計からの助けがなければ、これは運営が困難であるという中で、当市も——どこの市町村も継続的に一般会計からの繰り出しを行ってまいりました。当市におきましても、数年間据え置きをしてきましたけれども、先ほど言いましたように、市民の命と健康を守るために、加入者の方々から応分の御支援を賜りたいということでございます。それで、そういう中で国保の健全な運営を推進したいと、そのように思っております。

○副市長（小飯塚謙一君） 一般会計の事業の見直しというのは、政策的にも当然必要だというふうに思っているところでございます。そういう中で、国保の関係につきましても前もお話ししたとおり、国保だけではなく一般会計、要するに国保、特別会計を含めた中でのすべての市の財政の見直しというのは、当然立て直すため

には必要だと、そんなふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員（尾崎利一君） 今のところと若干違うんですが、ちょっと伺っておきたいんですが、今回東久留米方式ということで、7割、5割、2割の軽減割合、低所得者に対して適用されるという方式を採用すると。そのために、現在大体30%ぐらいの均等割、平等割、まあ応益部分というんですか、これを48%に引き上げるということで、均等割が大幅に上がるという内容になっています。逆に、所得に応じて支払う所得割は引き下げることになって、6割、4割から、7割、5割、2割で低所得層への軽減率がふえたといっても、土台がぐっと上がりますから、低所得層、それから中堅所得層で増税が集中すると。所得の高いところでは、全く増税にならなかったり、減税になる部分も出るという、極めて不公平な増税案だと私は思いますけれども、そういうふうになっているということなんですが、均等割、平等割という応益割の税収を45%から55%に引き上げると、7割、5割、2割が適用されると。これは、低所得者に非常に負担増になるということになるわけですが、なぜこういう仕組みになっているのか伺いたいと思います。——趣旨です、意味です。

○市民部長（北田和雄君） これは仕組みの問題になりますので、それを御説明しますと、国保税の場合は地方税法で規定があるんですが、その中で応益割が45%から55%の範囲の保険者については、7割、5割、2割の軽減制度を適用すると、これが基本です。ただこれに達しない場合については、6割、4割を例外的に軽減を入れるというのが原則です。

なぜそういうことになっているかといいますが、これは保険制度という制度で申しましたとおり、皆さんに基本的には均等に負担をしていただくというのが考えで一応賦課はされています。ただ、これでは所得の低い人に負担がかかってしまうということで、税を決める段階で軽減制度を入れて累進制を導入しているということでございます。ですから、前提としての賦課の最初の税率の段階で50、50であれば、それに沿った軽減額の高いものを入れることで累進制を高めていると。その前提である税率の賦課割合がその範囲でないということは、応益割が低い場合などですね、この場合はもともとところで累進制があるんですから、軽減制度についてもそれを弱めているということだというふうに理解はしております。

以上でございます。

○委員（尾崎利一君） そうすると、国保税の場合は1人一律の均等割、平等割というのが課税の基本なんだという理解でいいんですか。

○市民部長（北田和雄君） 税の全体に占める構成が応益部分と応能部分が50、50であることが基本であるということではございまして、均等割と平等割が税収の基本であるということではございません。

○委員（尾崎利一君） だから私が伺っているのは、なぜ50、50が基本なのかということをお伺いしているんですが。

○市民部長（北田和雄君） それは先ほど御説明しましたとおり、保険制度という制度をやっておりますので、これは相互扶助の制度でございます。ですから、そこに基本を置いているというふうに認識はしております。

○委員（尾崎利一君） それで、現実にこの東久留米方式にするということで、これにすれば助成が——先ほど1億1,000万円という説明がありましたけれども、補助金としてふえるのは5,000万円だというふうに私は理解していますが、ふえるということで、この制度を採用するということに判断されたというお話ですが、そもそもこの制度を採用するということは、基本的な構造として低所得層により過大な負担になるということは明らかですよ。そこを無批判に、だからといってそれを採用するということで、市民に説明ができるのかというふうに私は思います。

それから、もとに戻りますけれども、今小林委員からもいろいろとありましたけれども、私のところにもやはり市民の方から、もう今でも大変なのに、これ以上上げられたら大変だと、とても払い切れないという声が寄せられています。現状でもそれだけ払い切れないような事態がある中で、この改定によって低所得層に一層の負担をしわ寄せするという内容になるわけです。これが本当に市民がこれに耐えられるというふうに判断されているのかどうか。一般質問等でも市長は、百年に一度の今大変な事態にあるんだと、国民は、というふうにも発言されているわけですが、その点についていかがでしょうか。

○市民部長（北田和雄君） いわゆる東久留米方式の導入を、特に検討もせずに入れたんじゃないかということですが、国保の財源を確保する上で、税以外のものをできるだけ導入するという中でこの制度を入れました。それでその結果、国保で確保する額が低所得者の方に対して少なくなると。もしこの制度を入れなければ、もっと額が上がってくるという状況になってきましたので、そういうことを考えまして、今回制度を入れて税にかかる負担の軽減を図ったということでございます。

それから、改定後の状況がどうかということでございますが、国民健康保険の1人当たりの平均額を26市の中で見ますと、大体改定後で20年度のベースで5、6番目ぐらいのところでございます。20年度に改定を予定している市が何市かありますので、実際この税率が適用される21年度に1人当たりがどのくらいになるかという、現在の位置よりは下がってくるという認識もでございます。各市の比較の中で見た場合、各市とも一般会計からのかなりの繰り入れをしていますが、ある一定額の保険税を確保しないことには、国民健康保険が運営できない状況であるというふうに認識しております。

○委員長（下条 学君） ここで10分間休憩いたします。

午前11時15分 休憩

午前11時35分 開議

○委員長（下条 学君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き質疑を行います。

○委員（二宮由子君） 市長は冒頭、市民への理解を求めてきたというふうにおっしゃってございましたけれども、例えば市民説明会、9月には15名、11月では20名、あと市報ですとかホームページに載せていらっしゃると思いますが、現段階で市民への理解を求められているというふうにお考えなのでしょうか。また、市長自身がさまざまな会合など出られまして、市民への理解を求めするために、このような趣旨のような旨を市民へお伝えしたことがあるのかどうか伺いたいと思います。

○市長（尾又正則君） 2回の説明では完璧とは言い難いと、そのように思っております。今後いろいろな機会をとらえて市民の皆様にも市の状況を丁寧に説明したいと、そのようにも思っておりますし、このことは議会の質問でも謙虚に賜っております。そういう中で、私自身もいろんな会合に参りましては、国保の状況、または介護保険の状況等々については市民には説明しておりますけれども、やはり具体的な場所をもって今後説明すべきだろうというふうに認識をしております。

○委員（佐村明美君） これまでの質疑のやりとりを伺っていて感じるんですけども、やはりこれは先ほど来から委員が質疑をしていますように、これまでの市側の市民への説明不足が今日のこういった混乱を招いてきたということは否めない事実だろうと思うんです、これが1点ですね。

それから、先ほど来から根幹に触れる一般会計についても触れられておりますけれども、この一般会計のさ

らなる見直しというんでしょうか、この根幹をどうするのか。市財政の立て直しをどうするのかということを示していかなければ、今回のこの提示がなかなか賛同を得るとことは難しいんじゃないかと認識しております。これらについてですね。

それから、中身についてちょっとお伺いしたいんですけども、前回3月に示されたときもさまざまな議論がされました。当然、改定を行うのであれば、増額改定の必要性を十分にこれは周知しなければいけないということも示されておりましたし、また増額を行う、例えば改定する場合でも、できるだけ低所得者に対する配慮だとか、上げ幅の改定だとか、それからさまざまな具体的な条件を示していくということを指摘されていたと思います。それで今回こういう形での改定案を示されておりますけれども、この50%、50%を取り入れる。そしてまた均等割をいじるというんでしょうか、ここを上げることによって、このモデル世帯の中で見ていきますと、どうしてもこれは家族の多いところへの負担が来ているのではないかと見受けられますが、これについてはどのように考え協議をされてこられたのか、これについてお伺いします。

○市民部長（北田和雄君） 3点目の家族数の多い世帯の状況でございますが、佐村委員がおっしゃるとおり、応能応益割合を50%、50%に近づけるといことになりますと、現状が40%にも満たない状態ですので、どうしても均等割が上がらざるを得ないと。その結果として、家族の多い世帯の負担がどうしても多くなる可能性は確におっしゃるとおりでございます。

それから、現在の国保の加入者の状況を見ますと、単純に被保険者数を加入世帯数で割りますと、2人を切っております。1.8人ぐらいなんですね、現状で、国保の平均1人当たり世帯数というのが。ということは、高齢者が多いという状況から判断しますと、1人世帯ですとか、あるいは夫婦世帯の方たちが比重を占めているということにあると思いますので、そちらのほうに比重を置いた中で今回は考えざるを得なかったということでございます。

以上でございます。

○市長（尾又正則君） 今回の国保の改定に対しましては、一般会計を含めて市の行政運営上、反省すべき点があると、そのように私は認識をしております。今後市財政につきましては、厳しい財政状況を市民の皆様にご理解いただくべく、きめ細かな説明を申し上げまして、さらに計画的な行政運営を進めてまいりたいと、そのように改めて決意をしております。御理解賜りますようお願い申し上げます。

○委員（小林知久君） 私は説明の問題じゃないと——説明の問題もありますが、それ以前の政策選択の問題であるというふうに思っているということは——もう御答弁はいいです。

1点だけ、いっぱい聞くことを持ってきたんですが、ちょっと余り答弁が入り口でとまってしまったので、1点だけ聞きたいんですが、8年前から上げてこなかったと、国保税を。この国保の問題というのは何年も昔から言われている、市長が御答弁に使われている制度上の欠陥なんていうのは、もう何年も前から言われている内容です。今回制度としての提案はあったんですが、収入を上げるという改正で来ておりますが、医療費の削減等の努力というのは、これ極端に言えば8年前にやっていたら、今兆しが——8年あれば一定の効果が出てくるとかというふうにできたんじゃないかなと。例えば、昨今ジェネリック医薬品とか——これは最近の話ですね。もうちょっと前でいえば介護予防ですとか、もっと前でいえば健康なお年寄りのための施策とか、国保が市財政にここまで影響を与えるというのを、今何か知ったかのような話じゃなく、先をにらんだことをなぜやってこれなかったのかと、8年前に何でやってこなかったのかと。

今御答弁されている副市長も部長も8年前は全部違う部にいたので、8年前から市長にいる市長に、そこだ

けはやっぱり聞きたいと、何でやってこなかったのかと。今後のそういう支出、適正に支出を——元気な老人をふやしていくとか、そういう面での対案というか、セットでやはり出してきてほしかったというふうに思っていますが、8年前からやってきたんでしょうか。

○市民部長（北田和雄君） 医療費の適正化ということでございますが種々やっております。例えば、幾つか例を挙げますが、人間ドックの助成、これは26市全市やっているわけではございません。東大和市はこれを早く取り入れ早期発見の一助としております。また、医療費通知という制度もございます。年2回ほど通知を出すんですが、本人の医療費がどのくらいかかっているかということを知っていただくための通知も過去からずっとやってきました。さらに、国保連合会と連携して、年2回の健康相談ですとか、骨密度測定とか、そういったこともいろいろ国保の枠の内ではできることは取り組んできております。ただ、65歳以上の方々がだんだんふえてきているという高齢化の影響で、なかなか医療費が適正化されてないというのが現状じゃないかと思っております。

今後の問題でございますが、今回の制度改革で保険者に特定健康診査というものが導入されております。これはメタボリックシンドロームの早期発見と、それからその後の保険指導を通して医療費の抑制を図るということでございます。ことし東大和市でも実施しまして、東大和市は受診率が40%ぐらいと、かなり高い受診率を示しております。ほかの市ではこれが20%ですとか、そういうところもあるというふうに聞いています。やはり医療費を適正化するための基本は、健康をどうやって維持してもらうかということが基本であります。そのためには、この特定健診で早期の発見をして悪化しないように、あるいは健康になるような指導を強くしていくということと、国保だけではなく、社会教育、その他いろいろな分野で元気な高齢者の対策を実施していくということが、医療費の適正化につながるというふうに考えております。

以上です。

○市長（尾又正則君） 今御質問の、8年間国保料を改定しなかった根拠でございますけれども、自分の思いとしまして、市民負担を避けたかったという点でありますけれども、しかしそれは結果的には国保財政の悪化を招いたことについては、私も率直にこれを反省している中で、今後国保会計の財政の健全化のために努めてまいりたいと、そう思っております。

○委員長（下条 学君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下条 学君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論を行います。

○委員（二宮由子君） 第76号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に対し、反対の立場で討論を行います。

これまで、市長は一貫して市財政は黒字だから市政運営は大丈夫だ、担税力のある市民がいるから問題ないと折に触れ市民に伝えてまいりました。また、11月15日の市報での平成19年度決算の公表でも、一般会計の実質収支額は7億83万7,509円で黒字決算となりました、と明記されております。しかしながら、財政調整基金の取り崩しによって実質収支額は黒字になったのであって、実質単年度収支は何年も赤字だったこと、これはここ一、二年の傾向ではなく、自転車操業的な予算立てをせざるを得なかったのに、何の手だてもされなかった市長の市政運営が誤りであったことが明確にあらわされております。市長は再三市財政は黒字だから市政運営は大丈夫だとおっしゃっておいりましたにもかかわらず、唐突に3月議会で19%の値上げを出されたのが今年

度の国保会計であり、議会が否決をしたその反省の上に立って、改めて出されたのが今回の5.3%の案であります。

市政運営は大丈夫だと言っておきながら、実際には大丈夫でなかったことの説明もしっかりとされぬまま、このような状況に陥ったのは景気の悪化状態、特にアメリカや国、東京都のせいに終始し、御自身の責任についての言及は今まで一度も公の場で表明しておりせん。このような不誠実な対応では、到底市民の納得は得られるものではなく、市民の代表であるとの自覚ある議員であれば賛成できるはずがありません。

以上の理由により反対するものであります。

○委員（尾崎利一君） 日本共産党を代表して反対討論を行います。

今回、市財政の問題がここでも大きな議論になりましたし、一般質問等でも大きな議論になっています。地方自治体の財政が非常に今厳しくなっているということは事実です。そして、それが大きな直近の要因で言えば、5兆円の地方交付税が削減されたということは直近の大きな要因です。私はこの問題について、一方でこの10年間で5兆円の大企業減税が行われたという問題を指摘しましたが、市長はこの問題について、国も財政が厳しいから仕方がないという態度を取り続けています。この態度を取り続ける限り、国と一緒に地方自治体切り捨てのしわ寄せを住民に押しつけるという立場に立つこととなります。

具体的に、今回の国保税値上げの反対の理由ですけれども、1点目には3月議会で大問題になった市民への説明という点で、これが極めて不十分だという問題について市長もお認めになった。市民にきちっと説明が行われないまま改定が行われようとしているという点が第1点です。

そして、2点目には質疑の冒頭でも言いましたけれども、今回国保の予算で徴収増によって不足分を賄うという予算を通しておきながら、その見込みが明らかにならぬうちに来年度の国保税の値上げを提案するというのは、全く道理がないという問題です。

そして、3点目に最も大事な問題は、市長もお認めになった市民の暮らしが大変厳しい、そして国保加入世帯が低所得で生活が厳しい方が多いということもお認めになっているにもかかわらず、自治体の財政困難のしわ寄せをこの国保加入者に押しつけるというものになっています。

以上、3点の理由で本条例案に反対します。

○委員（小林知久君） 政策の会の小林です。本議案に対し反対の立場で討論いたします。

ほかの方ともかぶるところがありますが、1点目は、一般会計のしわ寄せをセーフティーネットである国民健康保険に回すということはやっぴいことではないと考えております。国保は、市民にとっては選択の余地のない強制的な施策です、税です。これを苦しいからという、今度医療が受けられなくなるという点で、こういった部分へのしわ寄せが一番最後にやるべきだと思っております。

2点目は、1点目と絡みますが、もし万が一国保の制度を改定するならば、その基本である赤字繰り出しの額、一般会計との距離感を明らかにしてからやるべきだと考えております。きょうの質問では触れませんでした、いただいた全員協議会資料などでは、いまだ9,000万円はどこから出すかわからないという書き方になっております。御答弁の中で、一般会計から出しますということはおっしゃっていましたが、ここ私議員としては紙にもなっていない、それから条例の案文にも書いていない、そういったことをフリーハンドで渡しているのかなという懸念を持っております。少なくともこの9,000万円というのは、一般会計から持つと、4億9,000万円出すと明記してこちらに御提案されるべきだったと思いますし、この赤字繰り出しをどうするかと、市は市政としてどれくらい維持していくのかというのは、ある程度中長期で見せていただきたいかったと

いうのがあります。

国の制度の欠陥をおっしゃいますが、その欠陥という矛盾をダイレクトに市民に回していいのかと。自治体が間に立って調整弁の役割をすると。その調整弁の役割が赤字繰り出しなんではないかと、ここの明示を先にすべきだったというふうに思っております。

もう2点は、先ほどちょっと触れましたが、医療費削減策はもう少し中長期でやっておくべきだったのではないかと。先ほど、担当レベルでやれることはやっていたようですが、これは市を挙げて取り組んでもよかったのではないかと思っております。

もう1点だけ、今回新しい制度は、2割、5割、7割の軽減制度の補助を前提にした制度です。そのために応能応益割合を5対5に近づけると、45%から55%の間にしなくてはいけないと。これ結構大きな政策転換です。予算の都合でこの制度を入れるというふうに見受けられます。本来であれば、私が今討論した最初の3点とはとくに片づけておいて、この最後の1点の応能応益割合の話、補助を入れていいのかという話をメインで議論できる体制を行政側はつくるべきであったと、これは市長がつくるべきであったと考えております。

以上の理由から、政策の会、私としてはこの議案に反対いたします。

以上です。

○委員長（下条 学君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下条 学君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

第76号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者なし〕

○委員長（下条 学君） 起立なし。

よって、本案を否決と決します。

ここで議事運営の都合上、暫時休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午前11時59分 開議

○委員長（下条 学君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、20第18号陳情 国民健康保険税の税率改定に関する陳情、本件を議題に供します。

朗読いたさせます。

○議会事務局次長（西永宣昭君） 朗読いたします。

20第18号陳情 国民健康保険税の税率改定に関する陳情

○委員長（下条 学君） 朗読が終わりました。

質疑を行います。

○委員（二宮由子君） 本陳情の理由の一番後段になりますが、国民健康保険税の改定に反対し、市が言っている黒字分に対応するよう議会として働きかけていただくよう陳情しますということですが、この陳情者がおつ

しゃっている市が言っている黒字分というのは、例えば11月15日の市報でも掲載されていましたが一般会計の「実質収支額は7億83万7,509円で、黒字決算となりました」ということだとは思いますが、この黒字分で実際に対応ができるのかどうかだけ伺いたいと思います。

○企画財政部長（浅見敏一君） この一般会計の黒字ということでございますけれども、まずこの7億円というものは、実質収支額ということで繰り越した平成19年度の金額でございます。

なお、平成20年度におきましては、歳入で繰り入れをしております。繰越額を予算計上いたしております。これは5億円を計上しております。繰越金として次年度に歳入に組み入れているわけでございますけれども、これは先ほど来もちょっとお答えさせていただきましたが、従前からの黒字の推移をしておりますけれども、これを単年度の収支で見ますと、年度ごとで比較しますと、この黒字額についてはほぼ同額で推移しております。そこで、実質単年度の収支につきましてさらなる条件を加えますと、例えば基金の取り崩し、あるいは積み立てであります。あるいは、繰り上げ償還といった条件を加味いたしますと、実質単年度収支ではマイナスの2億2,600万円という決算が生じております。したがって、この黒字額で21年度に向けて一般会計から国保会計への繰り出しということは現実的には困難でございます。

以上でございます。

○委員（小林知久君） 陳情趣旨は、国保税率の値上げに反対してくださいということなので、私はこの陳情には賛成なんですが、繰越分で充てるのは無理という御答弁です。これは非常に皮肉めいた陳情だなと思ってるんですが、ふだんの黒字、黒字と言い逃れている言い方が、こういった陳情につながるのではないかと。今の部長の御答弁を全市に統一して全市に発信していくということがなくては、こういう——言行不一致と書かれているんですよ——まあ情けない陳情が上がってくるようになってきてしまうのではないかとこのことを——これは財政担当に言ってもしょうがない。これこそトップが考えることじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○副市長（小飯塚謙一君） 先ほどの関係で市長のほうからも答弁させていただきましたが、説明が明らかになっておりませんので、単に単年度で赤字、黒字という形を言っております。そういう形で、説明が十分に果たされてなかったのではないかとこのように思っていますので、当然決算の状況につきましては、どういう表現で市民に明らかにできるかということは今後検討し、それも知らせなくてはならないというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（下条 学君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下条 学君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下条 学君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下条 学君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

20第18号陳情 国民健康保険税の税率改定に関する陳情、本件を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（下条 学君） 可否同数でございます。

よって、委員会条例第17条第1項の規定により、委員長において本件に対する可否を裁決いたします。
本件について、委員長は不採択と裁決いたします。

○委員長（下条 学君） これをもって、平成20年第3回東大和市議会厚生文教委員会を散会いたします。

午後 0時 6分 散会